

日本農業の将来に向けた プロ農業経営者からの提言

～ 効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手を中心とした
食料・農業・農村基本法の堅持及び食料安全保障に向けて ～



令和5年3月16日
公益社団法人 日本農業法人協会

《目次》

日本農業法人協会の政策提言（概要）	1
はじめに	2
I 提言に向けた考え方及び重点事項	3
＜重点事項＞	3
II 農業法人等の担い手と農地の問題の解決	3
1 農地の集積・集約化	3
（1）担い手への農地の集積・集約化に向けた「地域計画」の確実な取組み	3
（2）集約に併せた農地の大区画化・基盤整備、各種規制の緩和	4
2 人材・労働力の確保	5
（1）農業の継続に必要な若手人材（農業経営者等）・労働力の確保	5
（2）外国人や農福連携など多様な者の受入体制整備	5
3 人材育成	6
（1）事業の多角化など持続的な農業経営の発展に必要な経営能力の向上	6
（2）地域農業の維持・発展に貢献できる後継者及び新規就農者の育成強化	6
（3）スマート農業に対応できる従事者の育成	6
（4）農業界と経済界の交流による相互発展	6
III 国際競争力強化に向けた安定的・効率的な生産	6
1 規制・行政手続きの緩和	6
（1）農業関係分野の規制緩和の推進と公平な運用	6
（2）行政手続きのオンライン化及び大幅な簡素化	8
2 生産資材の高騰・安定的な確保	9
（1）国による生産資材の確保・備蓄	9
（2）国内未利用資源（耕畜連携など）の一層の推進	9
（3）国内での飼料作物の生産振興	9
（4）生産資材価格引下げに向けた構造改革の推進	9
3 スマート農業の早期実現	10
（1）各営農類型や地域の実情に適合した技術開発	10
（2）最新機器が利用できるデジタル・インフラなどの環境整備	10
4 作目別政策の課題	10
（1）米政策の課題	10
（2）畜産政策の課題	12
（3）野菜・果樹政策の課題	13

Ⅳ 農業所得向上に向けた環境整備	14
1 国内需要への対応強化	14
(1) 食生活の変化へ機動的に 대응するための農業と食品産業との連携強化	14
(2) 需要に 対応するための生産及び加工・流通体制の確立	14
(3) 流通構造の改革	14
2 海外需要（輸出）等への対応強化	15
(1) 国全体としてのプロモーション	15
(2) 生産・加工・流通のフードチェーン全体への支援	15
(3) 輸出国の規制に 対応できる環境整備	15
(4) リスク軽減等農業者が取り組みやすい環境整備	15
3 農産物の販売における生産コストの価格転嫁	15
(1) 生産コストが販売価格へ適正に反映され、持続的な経営ができる仕組みの構築	15
(2) 生産者の所得向上に向けた販売・流通構造の改革	15
(3) 消費者、加工・流通業者などの農業生産現場への理解醸成	16
Ⅴ 農業を安心して継続できる仕組みの構築など	16
1 高まる経営リスクへの対応	16
(1) セーフティネット対策の拡充等	16
(2) 農業経営におけるBCP策定の徹底	17
(3) 個々の経営では対応が困難な自然災害や家畜伝染病などへの予防措置の充実	17
2 「みどりの食料システム戦略」の実現	17
(1) 有機農業など持続可能な農業に向けた技術開発	17
(2) 環境にやさしいエネルギーへの転換や技術開発	17
(3) 持続可能な環境にやさしい農業（有機農業）への国民理解と再生産支援	18
3 農村の維持・発展	18

目指す経営の姿

- 我々は、農業界の公益社団法人として、農業政策の展開方向を踏まえ、政治、行政及び国民に向けて積極的に提言し、規制を排除し農業経営の自由度を向上させ、安全・安心な国産農産物の生産と国民への安定的な食料供給の責めを果たし、我が国経済及び地域社会の発展に貢献する。
- 会員は我が国の農業経営のリーダーとして自己責任と創意工夫で自立した経営を確立し、不断の経営改善により世界に通用する強靱な経営を続け、日本農業の発展に貢献する。

政策提言の主な事項

1 食料の安定供給に向けた環境整備	■世界の食料生産の不安定化、輸入生産資材等の調達量の減少、気候変動などに伴う食料安全保障上のリスクに対応できる農業生産構造の確立、生産資材の国内代替転換や備蓄などを早期に実現すること。 ■国内の農業生産力を堅持するため、地域の中心となる担い手の確保のほか、本気で農業に取り組む企業の参入、担い手の農作業等を補完する農業支援サービス事業者の育成等を促進すること。
2 農地利用の効率化	■農業法人など地域農業の担い手への農地の集積・集約化を進めるにあたり、農業者の意見を十分に踏まえた「地域計画」の策定と農地バンクの活性化を図るとともに、スマート農業など効率的な農業生産ができる環境を実現するための基盤整備等を強力に推進すること。
3 経営人材の育成・確保	■離農する農業者の増加に伴う農業経営の規模拡大、事業の多角化などを支え、かつスマート農業を生かして持続的な農業経営の発展を実現するため、経営能力・経営感覚を有する農業法人の経営者・新規就農者・女性農業者などの担い手を育成・確保すること。 ■技術開発や人材育成について、農業界と経済界が連携して両者がともに発展できる環境を整備すること。
4 農業所得の向上に向けた環境整備	■農業経営者による国内外の需要に応じた生産・販売を促進し、高品質な農産物を安定的に継続して供給できる環境を整備するための支援策を講じること。 ■農産物の生産コストを適正に販売価格に反映し、農業経営を継続できる仕組みの構築やセーフティネットを拡充するとともに、農業に対する食品関連業者や国民の理解醸成を図ること。 ■技術開発による生産性の向上、生産資材及び流通コストの削減等が実現できる構造改革を着実に進めること。
5 経営リスクへの対応と環境負荷の低減	■大規模な自然災害や家畜の伝染性疾病などの経営リスクに対する予防措置とセーフティネット対策を充実させること。 ■「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、脱炭素化、有機農業などの持続的生産体制の構築などに本気で取り組む農業経営者に必要な支援策を講じるとともに、環境にやさしい持続可能な農業及び消費拡大に対する国民の理解醸成を図ること。

- コスト高騰、生産資材等輸入の懸念、新型コロナウイルス感染症拡大の影響、少子・高齢化等のなかで、農業は新たな時代に対応するための変革を求められている。
- しかし、経営努力で解決できない政策面での課題は政策面で解決することが必要。このため、日本農業の一層の発展、目指す経営の姿の実現に向け、政策提言を行う。

- 日本農業法人協会は、「食料・農業・農村基本法」の理念を踏まえ、創意工夫して経営努力を積み重ねていく決意のあるプロ農業法人の全国組織。

日本農業の将来に向けたプロ農業経営者からの提言

～ 効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手を中心とした
食料・農業・農村基本法の堅持及び食料安全保障に向けて ～

日本農業法人協会会員が目指すプロ農業経営の姿

農業者の減少と高齢化、荒廃農地の増加など中長期的な課題のほか、足元では肥料・飼料原料の高騰や安定的な入手の懸念等、農業経営を取り巻く課題が山積しているが、国民への食料の安定供給に向け、当協会会員はその解決に向け挑戦している。

我々は農業界の公益社団法人として農業政策の展開方向を踏まえ、政治、行政及び国民に向けて積極的に提言し、不合理な規制を排除し農業経営の自由度を向上させ、安全・安心な国産農産物の生産と国民への安定的な食料供給の責めを果たし、我が国経済及び地域社会の発展に貢献する。

会員は我が国の農業経営のリーダーとして、自己責任と創意工夫で自立した経営を確立し、不断の改革改善により世界に通用する強靱な経営を続け、日本農業の発展に貢献していく。

はじめに

日本農業法人協会及びその会員である農業法人は、「食料・農業・農村基本法（新基本法）」の理念を踏まえたうえで、農業を「農地・水などの地域資源を活用して生産から加工流通、体験交流までを包括する生命総合産業」と捉え、プロ農業経営者として、経営環境の急変の中においても国民への食料供給と農村・地域社会を支えていくという自覚を持って、不断の経営の持続と発展に努めている。

2020 年以降、新型コロナウイルス感染症によるサプライチェーンの混乱等の影響が大きく残る中、ウクライナ情勢の緊迫化や為替の大きな変動などにより、肥料や飼料などの原料価格の高騰のほか、生産資材の入手自体も不安定化しており、農業経営を取りまく環境は「災害級」と言っても過言ではない厳しい状況にある。さらに、人口減少・高齢化、大規模自然災害や家畜伝染病等の頻発、貿易交渉の進展、SDGs の取り組み等、農業は新たな時代に対応するための変革を迫られている。

我々会員は、独自のアイデアで事業の多角化やコスト削減など、経営努力を積み重ねていく決意であるが、農業経営者の努力だけでは解決できない政策面での課題は政策面で解決するほかはない。

このため、日本農業法人協会は、日本農業を一層発展させ、「農業が若者の将来就きたい職業の第 1 位となること」を目指して、以下の政策提言を行う。

I 提言に向けた考え方及び重点事項

現在、政府で検証が進められている「食料・農業・農村基本法（新基本法）」は、農業の有する「食料の安定供給機能」と「多面的機能」の重要性に鑑み、「農業の持続的な発展」に向け、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立させ、経営意欲のある農業者が創意工夫を活かした経営ができるようにすることを大きな柱としている。

新基本法制定時と現在で我が国の農業を取り巻く状況が異なっても、国民への食料の安定的な供給という「国の礎」としての中心的な役割を担うのは、効率的かつ安定的な農業経営を営む法人をはじめとする大規模な農業経営者であることは変わらない。

意欲と能力のある担い手が、大きく変化する経営環境に迅速・柔軟に対応し、離農する農業者の農地・経営基盤を円滑に継承することで、地域経済・日本経済を牽引する生産性の高い農業経営を実現していく必要がある。

このためには、近年の農政改革の方向性を堅持し、これに沿った取組みを着実に実践・定着させつつ、昨今の世界的な食料情勢の変化や気候変動、農業者の減少・高齢化、人口減少における国内市場の縮小などを踏まえ、以下の重点事項については、担い手農業者と農林水産省が意見交換する機会を頻繁に設け、迅速に課題を解決すること。

<重点事項>

- (1) 食料の安定供給に向けた環境整備
- (2) 農地利用の効率化
- (3) 経営人材の育成・確保
- (4) 農業所得の向上に向けた環境整備
- (5) 経営リスクへの対応と環境負荷の低減

II 農業法人等の担い手と農地の問題の解決

1 農地の集積・集約化

(1) 担い手への農地の集積・集約化に向けた「地域計画」の確実な取組み

- ① 離農者の増加に伴い、法人等の担い手に急速に農地が集積してきている状況下における農地利用については、生産性向上や先端技術の活用推進のため、担い手への集積だけでなく集約化まで進めることが必須である。このため、「地域計画」の実現に向けて、
 - (ア) eMAFF 地図への各種データの集積を加速し、最新のデータが反映されている状態にするとともに、農業者の意見を取り入れ、使い勝手がよいものにする。
 - (イ) 地域における農業の将来の在り方の検討にあたっては、市町村は、農業委員会などの関係機関及び農業者との協議の場を確実に設け、効果的な集積・集約が

進むよう農業者の意見を十分に聞き取ること。

(ウ) 目標地図の策定にあたっては、農業者の意見を十分に踏まえ、将来の地域農業の発展を見据えた集積・集約化を最優先に考え、地域における農地の効率的かつ総合的な利用を実現すること。その際、地域外の入作農業者の排除につながることはないよう地域内外の担い手を参画させるとともに、担い手が不足している地域については、他の地域の農業法人等（当協会が次世代サミットなどで教育・支援をする農業経営者等を含む）や本気で農業に取り組む食品関連事業者等の企業の参入を積極的に受け入れること。

- ② 農地バンクの活性化を強力に進め、速やかに地域の農地の大宗を農地バンクが借り受け、担い手への集積・集約化が徹底して推進される状況を作り出すこと。
- ③ 急速に農地が担い手へ集積するなかにおいて、確実に農地の集約化を図るには、農地バンクが確実に機能し、活性化することが不可欠であるため、生産現場を支える市町村、農業委員会が積極的に活動できるよう支援すること。
- ④ 所有者不明農地（相続未登記農地）が農地集積の障害になっていることから、農地バンク経由で利用できる所有者不明農地の利活用の制度を農地集積関係機関・団体の職員及び農業者へ周知徹底し、活用の推進を図ること。
- ⑤ 地域計画の策定にあたっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に向け、担い手や関係機関による十分な協議が前提となるが、今後、農地の集積・集約化が進まない場合は、法律によりすべての農地の農地利用権を農地バンクに集める制度（農地バンクが借りたうえで、その耕作者及び担い手に転貸する制度）を検討すること。
- ⑥ 農地バンクから借りた農地に農業用施設の設置や永年作物を植付けた際、農地の受け手に対し、当該農地を更地で返却するための費用を積み立てさせることは経営上の負担及び農地バンク利用の阻害につながる。このため、積立金を強いることをしないよう農地バンクを指導すること。また、やむを得ず積み立てさせる場合には、耐用年数や農地の賃借期間を考慮し、その額を損金として積み立てできる制度を創設すること。
- ⑦ 農地を担い手に集積・集約化するなかで、周辺の遊休農地から病虫害の発生などにより生産に支障が生じている場合があるため、支障の除去または発生防止のための制度を農地集積関係機関・団体の職員や農業者等に周知し、積極的にその制度の活用を図ること。

（２）集約に併せた農地の大区画化・基盤整備、各種規制の緩和

- ① 担い手に農地が急速に集積し、生産コストが高騰しているなかにおいては、一層、効率的な生産に取り組む必要がある。農地バンクが担い手に転貸するに際して、大区画化・給排水・大型農業機械進入路の設置などの基盤整備、樹園地における永年作物の撤去などの条件整備を行い、担い手が借りやすい状況を整えること。また、担い手がスマート農業など先進的な取り組みを進め、効率的な生産ができるようきめ細かな基盤整備を実施すること。

- ② 特に農地バンクが借りている農地に対する基盤整備事業については、面積要件を緩和し、農業者負担ゼロで圃場整備を可能にすること。その際は、未集積地域を優先することなく、既に担い手への集積・集約化を完了している地域も含め、事業効果の高い先を対象とすること。
- ③ 基盤整備事業の実施に際しては、施工コストを小さくするとともに、極力短期間で終了すること。この一環として、農業者等が自ら行う基盤整備も引き続き、事業の対象とすること。
- ④ 基盤整備事業の採択要件として、実施地域ごとに「いわゆる高収益作物」(11ページの4(1)の⑤参照)への無理な転換やその生産に向けた研修会の開催・受講を求めないこと(「いわゆる高収益作物」への転換は都道府県域など広域で進めるべきもの)。また、農地集積を求める場合に、実施地域の農地を利用している実施地域外の担い手の排除につながることをしないよう、十分に注意すること。
- ⑤ 基盤整備事業の実施に際しては、その設計についても事前に農業者との意見交換を行うこと。また、設計に際しては、圃場と接道の高低差が農作業事故の要因の一つであることから、安全性に十分配慮すること。

2 人材・労働力の確保

(1) 農業の継続に必要な若手人材(農業経営者等)・労働力の確保

- ① 農業が儲かりまた魅力ある産業とすることで、新規学卒などの若い世代や脱サラなどした者が男性・女性関係なく農業界に積極的に参入する環境を整備すること。また、女性や高齢者等の多様な者の農業への参画を促進すること。
- ② 近年の働き方改革等の動きを踏まえ、農業分野における他産業との人材シェアを推進するマッチング事業など必要な施策を講ずること。
- ③ 慢性的な農繁期の労働力不足に対応するため、都市部の人材、行政機関や民間企業等の他分野の人材を短期間の雇用であっても確保できるよう環境整備し、農業従事者として定着を図ること。また、農閑期における農業従事者等の有効活用に向け、産地間や法人間でのマッチングを通じた派遣などができる制度の恒常化を検討すること。
- ④ 農業者の高齢化や離農による労働力不足に伴い、今後、地域農業の維持及びすべての農作業を地域の中心的な農業経営体が単独で担うことができなくなるおそれがあることから、専門作業受託型をはじめとする次世代型農業支援サービス事業者の育成・確保を強力に推進すること。

(2) 外国人や農福連携など多様な者の受入体制整備

- ① 離農者の増加に伴い、担い手に農地が急速に集積し、食料の安定供給や地域の農地を守る上で人材が不足している。このため、農業の継続に必要な労働力確保に向け、外国人やリタイアした高齢者など多様な人材を円滑に雇用できるようにすること。
- ② 特に外国人材は、受入れ農家の負担や言葉の問題など日本人材の確保と比べ課題

が多いことから、安定的な生産に向けて外国人材が農業に定着する支援を講じること。

- ③ 農福連携等の推進のため、農業法人と障がい者施設やひきこもり支援機関などとの連携を推進すること。

3 人材育成

(1) 事業の多角化など持続的な農業経営の発展に必要な経営能力の向上

- ① 離農者の増加に伴い、担い手に農地が急速に集積することにより、経営規模の拡大や事業の多角化が進展していくことから、農業高校・農業大学校等における就農希望者、自立した農業経営を目指す農業者を対象として、経営力・経営感覚を有する担い手を育成すること。
- ② 改正後の農業経営基盤強化法に基づく都道府県農業経営・就農支援センターによる農業者への支援に当たっては、プロ農業経営者の知見を活用して、就農・営農継続に直結する実践的なものとする。

(2) 地域農業の維持・発展に貢献できる後継者及び新規就農者の育成強化

- ① 就農した者、農業者の子弟、新規就農者、定年帰農者、経営参画を目指す女性農業従事者などが、最先端の農業機械等の操作や高度化する経営のノウハウなど経営発展につながる研修等を受けられる環境整備を強化すること。
- ② 農業技術や農業経営のノウハウなどを気軽に相談できる農業法人を人材育成の教育機関として位置付けて支援するなど多様な農業人材の定着を推進すること。
- ③ 就農を促進するための研修については、研修先において農産物の生産技術だけではなく、農業経営の発展段階に応じて必要となる経理や営業、IT 技術等の人材育成を主眼とした研修が十分できるよう予算を確保すること。

(3) スマート農業に対応できる従事者の育成

スマート農業の導入により省力化等を実現するためには、実装される最新の農業機械等や収集したデータを有効に活用等することが前提となるため、農機具メーカーなどと連携し、十分な利活用ができる人材育成の支援を講じること。

(4) 農業界と経済界の交流による相互発展

農業界と経済界において、技術開発や人材育成などあらゆる分野で連携を強化し、両者がともに発展していける環境を整備すること。

Ⅲ 国際競争力強化に向けた安定的・効率的な生産

1 規制・行政手続きの緩和

(1) 農業関係分野の規制緩和の推進と公平な運用

- ① 経営規模の拡大などに伴い、農地に従業員のトイレや駐車場、バイオマスその他の発電施設など農業用施設の設置においては、円滑な事業展開ができるよう、経営規模拡大の実態に合わせ、農地法で定められている転用許可不要の面積基準（200 平米未満）の緩和や届出のみで設置できるようにすること。

- ② 生産コストを下げ、また経営を円滑に拡大していけるようにするため、農業用施設（園芸施設等）に関する建築規制などの各種規制を順次、抜本的に見直すこと。
また、先端技術活用の制約要因となる各種規制については、速やかに見直すこと。
- ③ 農振法により設定されている農用地区域に農業用施設を設置するには、農地を農用地区域から除外し転用する必要があるが、これは将来の優良農地の集積・集約化を阻害する可能性がある。そのため、農業の振興や農業経営の発展を目的とする農業用施設の設置にあたっては、農用地区域の除外を不要とすること。
- ④ 農村部における都市計画法や農振法に基づくゾーニングについては、大規模化する農業経営が将来にわたり円滑に事業が進められるよう見直しを行うこと。
- ⑤ 農業用車両はその走行実態から、運送用車両と同等の車検制度の適用は不合理である。車検時期の延長及び検査項目の限定などにより、実態に合った合理的な仕組みとすること。
- ⑥ 特殊車両通行許可制度については、制度を抜本的に見直すこと。なお、抜本的な見直しができない場合は、申請書類の削減や申請手続きを一層簡素化すること。
- ⑦ 農外企業の農業参入にあたっては、短期間での離農や投機目的の農地転用など地域における農業の発展を妨げることがないように適切な制度運用をすること。
- ⑧ 農業の生産現場における消防法の適用にあたっては、コストの負担軽減などのため、消防法施行令の特例（第 32 条）に基づく運用は、消防庁の検討結果（令和 3 年 11 月 16 日付け公表の報告書）のとおり統一的なものとすること。
- ⑨ インボイス制度の農協等特例によって、「買取販売」を行っていた集荷業者・団体が同特例の対象となる「無条件委託販売」に先祖返りする動きが見受けられる。これは、農業競争力強化プログラムに逆行するとともに、同特例の対象外取引を行っている農業者・集荷業者・団体においては、取引先の減少につながる。このため、消費税額の正確な把握及び納税というインボイス制度の趣旨に基づき、同特例を期限付きとするとともに消費税を納税すべき者が確実に納税するよう制度運用を徹底すること。
- ⑩ 災害に強い農業用施設の設置にあたり、農地法や都市計画法、建築基準法の建築確認等の関連法令が障壁・負担になっており、防災を考慮した農業用施設の設置を阻んでいる。このため、これらの規制を緩和すること。
- ⑪ 国内での生産振興が求められている麦・大豆等の等級検査については、実需者のニーズにあった内容にすること。
- ⑫ 農業用施設を設置する際の農地法・農振法等の運用については、担当者や地域ごとの差が大きい場合がある。経営規模に見合った農業用施設抜きに農業経営を発展させることは不可能であることを踏まえて、全国統一的な迅速かつ公平・公正な手続きとなるようにすること。
- ⑬ 地域の担い手として位置付けられている農業法人は、農地を集積・集約化することで経営規模を大きくし、効率的な生産に取り組んでいる。このような大規模経営体が土地改良事業等の補助事業を活用する際、国は大規模経営がゆえに事業費

の増大のみを理由に事業の分割を強いることなく、地域農業に与える事業効果をみて事業を公平・公正に採択し、経営発展を支援すること。

- ⑭ 農地の転用許可等、行政による許可は、その権限を生産現場に近い行政機関に下ろし、窓口のワンストップ化を図るとともに標準事務処理期間を遵守し、迅速な対応を実現すること。また、農地における農業用施設の設置にあたっては、円滑な事業実施及び事務手続き簡素化のため、申請書類の共有化などにより、都市計画法の開発行為の許可等を含め、農業委員会のためのワンストップ化による手続きで完結できるよう制度を見直すこと。
- ⑮ 家畜の糞尿処理対策に関して、科学的かつ生産現場で運用可能なものとするともに、全国統一的な公平・公正な運用を行うこと。
- ⑯ 畜舎の固定資産税について、農業用施設ではなく一般家屋並みにしている地域があるため、農業用施設として課税されるよう、全国統一的な公平・公正な運用を行うこと。

(2) 行政手続きのオンライン化及び大幅な簡素化

- ① 手続きのオンライン化にあたっては、申請に必要な添付文書を思い切って削減し、簡素化すること。また、オンライン化は、農林水産省のみでなく、手続きに関わる都道府県や市町村等すべての関係機関を含めたトータルな仕組みとすること。
- ② 農地バンク利用時に必要となる各種申請書類及び手続きを簡素化するなど手続きの負担軽減のため、各種行政機関等が有する各種データの連携を円滑化し、農業者が重複して資料を提出する必要がないようにすること。
- ③ 外国人材の在留審査等においては、申請・報告書類が多く、その事務作業・手続きに多くの時間を費やしている等農業者にとっては負担が大きいことから、在留審査手続きに必要な書類の簡素化、オンライン化及び円滑かつ速やかな手続きを行うこと。
- ④ 各種補助事業の執行にあたっては、労働力不足などにより工期の長期化が起こる生産現場の実態を踏まえ、繰越制度の一層の柔軟化や予算執行の複数年化など、事業の執行期限の運用を柔軟化すること。
- ⑤ 国の施策（事業）の実行にあたり、地方自治体の対応に差が生じ、それにより施策の受益者にも差が生じている。このため、国は地方自治体に対し情報の共有を確実にを行うとともに、施策採択の判断を公平に行うよう指導すること。
- ⑥ 全ての補助事業について、大規模経営体は1戸でも複数戸以上に地域振興に貢献（従事者の雇用等）していることから、戸数要件を廃止すること。また、都市近郊農地をはじめ集約が困難な地域もあることから面積要件も廃止すること。
- ⑦ 効率的な生産及び税金の有効な活用のため、補助事業で導入した対象物を補助事業の目的から外れない範囲で、改良及びその使用を認めること。

2 生産資材の高騰・安定的な確保

(1) 国による生産資材の確保・備蓄

- ① 農業用資材等が地政学的リスクなどにより高騰しているが、経営者の経営努力だけではコスト削減に限界があるとともに、高騰が長期化することで経営への影響は拡大するため、コスト削減や効率的な生産に取り組む農業者を恒常的に支援すること。
- ② 農産物の生産に不可欠な農業用資材等の安定的な調達が懸念されるため、食料安全保障面からも農産物の生産に支障がでないよう、国は安定的入手に向けた国家間交渉を進め、農業資材等の業界に対する支援を引き続き行うとともに、備蓄を進めること。また、農業用資材等の国内調達を実現するため、未利用資源の活用や糞尿の肥料化等、研究開発及び実用化を推進すること。

(2) 国内未利用資源（耕畜連携など）の一層の推進

- ① 耕畜連携をより一層促進するためには、運搬に係るコストを削減する必要がある。そのため、地域ごとの堆肥の需給を数値化する等し、地域が一体となって効率的なマッチングを実施すること。
- ② 堆肥は、畜産農家から恒常的に生産される一方、耕種農家の使用時期が限定されており、需要と供給の時期にミスマッチが生じているため、堆肥を保管するための倉庫などを地域ごとに整備すること。

(3) 国内での飼料作物の生産振興

- ① 飼料原料は国際情勢を受け、過去にないほど高騰しており、畜産経営を大きく圧迫している。このため、安定的に安価でかつ確実に入手できるよう、国内での飼料作物の生産を振興すること。また、国内生産した飼料作物を畜産農家が有効に活用できるよう耕種農家と畜産農家のマッチングを従来以上に強化して取り組むこと。国産飼料の生産・活用にあたっては、生産機械や施設の整備、保管・運搬費用が輸入飼料原料価格を上回らないよう支援すること。
- ② 国内で飼料作物の生産を強化するため、生産技術に係るマニュアルの整備・配布や指導者を確保・配置すること。

(4) 生産資材価格引下げに向けた構造改革の推進

- ① 農業競争力強化プログラムでは、生産資材業界の構造改革や全農等の生産資材の買い方の見直しを進めるとしているが、未だ十分な成果は得られていない。このため、同プログラムの政策方針を確実に実行し、生産資材価格引き下げの成果を挙げること。
- ② 定期的に、農産物の主要輸入国における資材費や人件費など農業経営に関わる主なコストを対象とした諸外国の調査を引き続き行うこと。その際、時系列で諸外国とのコスト比較を行うと共に、生産資材に関する法制度について点検を行い、必要な改善を図ること。
- ③ 農業者への助成金などを理由に集荷業者や農機具等のメーカーなどから農業者が取引価格の上乗せや引き下げを不当に強要されることがないよう業界に対し指導

すること。

3 スマート農業の早期実現

(1) 各営農類型や地域の実情に適合した技術開発

- ① 技術開発については、農業者の意見を反映させ、生産現場での使い勝手が良い実用的なものにするとともに、農業者が所得との関係で負担しうる相応のコストで活用できるようにし、急速な普及を図ること。また、農研機構が行っている研究結果を農業者や地方自治体に広く周知するとともに、その研究成果を実用化できるよう農機具メーカーなどを支援すること。
- ② 昨今の気候変動にも耐えうる強い品種、生産コストの削減に資する品種など生産現場と消費者ニーズを踏まえた需要のある品種開発を官民協力のもとに迅速に進め、その普及に努めること。

(2) 最新機器が利用できるデジタル・インフラなどの環境整備

- ① デジタル田園都市国家構想の実現及び生産現場における労働力不足の課題解決や作業の省力化に向け、IT・AI・ロボット・ドローン・ビッグデータ、オープンAPI等の技術開発を加速させること。また、これらの技術を有効に活用するため、中山間地域をはじめとする農村地域への最先端の移動通信システムの導入によりデジタル・インフラを整備すること。
- ② 農業者のニーズを踏まえて、農薬メーカーによる薬害試験や登録をさらに推進させ、農業用ドローンで使用可能な農薬の対象を拡大すること。
- ③ 農業者が新たな技術に取り組む際のリスクを軽減し、その利用を促進するため、農業用ドローン等新たな農業機械を農業共済保険（農機具共済）の保険対象にすること。

4 作目別政策の課題

(1) 米政策の課題

- ① 水田における転換作物の生産は、米の供給を抑制するためではなく、需要のある農産物を積極的に生産することを目的とし、生産する農地の機能（将来、水田として活用するか否か）を問わず、食料の安定供給に向け、国内で不足し、需要のある作目の生産に対して積極的に支援すること。
- ② 販路を有する又は販売の見通しがある農業者に対して米の生産抑制を強要することがないようにすること。このためにも、平成29年産以前のように、国・都道府県等の行政配分による生産調整に戻さないこと。また、行政による生産数量目標配分が廃止された平成30年産以降、各地域の地域農業再生協議会や集荷団体において、需要に応じた生産やこれに基づいた集荷及び販売がしっかりと行われていたか否かの検証をすること。
- ③ 集荷業者や団体を通じて米を販売する生産者においても、需要に応じた生産を強く意識し、責任をもって米の生産に取り組む必要があるため、生産者自らが各々

の販路・販売状況を踏まえて生産調整を判断できるよう、集荷業者・団体は、集荷した米の販路・販売状況（特に販売未了が生じている場合にはその数量）を生産者に明確に伝える必要がある。この実施を大前提としたうえで、地域の再生協議会で生産者又は集荷業者・団体等関係者が公正かつ活発な議論が行えるように、集荷業者・団体は、集荷した米の販路・販売状況（特に販売未了が生じている場合にはその数量）を生産者に明確に伝えるなど需要に応じた生産・販売の的確な実施に向けた環境を整えること。

- ④ 水田農業の生産振興に係る補助金については地域の再生協議会ではなく、需要に応じた生産及び販売にしっかりと取り組んだ者に対して直接支援すること。
- ⑤ 米でも転換作物でも、「需要に応じた生産」の考え方にに基づき、農業者自らが販路を確保し、売れるものを作り、収益を確保することが農業経営の前提である。このため、消費者や食品企業などのニーズ及び畜産農家の飼料作物等の需要意向を的確に把握し、その情報を生産現場に確実に伝え、実需にマッチしたバランスのとれた農産物の生産となるよう消費と生産現場の密接な関係を構築すること。また、単に作るだけで収益が上がると誤認を招きかねない「高収益作物」という用語の使用は避けること。
- ⑥ 転換作物の生産振興のため、水田を畑地化し、需要のある作目を低コストで効率的に生産するために必要となる水田の汎用化に向けた基盤整備、機械・設備やスマート農業等の導入を一層、推進及び充実すること。
- ⑦ 需要に応じた生産を促進し、高品質な農産物を安定的に継続して供給できるよう品質や収量に応じた米の転換作物の生産に対するインセンティブを与える仕組みを導入すること。
- ⑧ 輸入による安定的な食料や飼料の確保に支障が出ているなかでは、消費者・実需者ニーズを的確に捉え、需要に応じた転換作物を機動的に生産することの重要性が一層高まっていることから、同一作物の複数年契約や都道府県・市町村による転換作物の指定を廃止すること。
- ⑨ 転換作物によっては、乾燥施設などの設備の整備及び耕畜連携が密になされないと生産振興につながらないため、輸入による安定的な確保に支障が生じているなかにおいては、転換作物の生産に取り組みやすい環境整備を迅速にかつ強力に進めること。
- ⑩ 特に、国際情勢を受けて、輸入が不安定になっているなかでは、例えば、小麦の代替需要のある米粉の国内生産及び安定的な供給が重要になることから、輸入に依存している農産物の国内生産振興及び円滑な流通、さらには、実需者が国産農産物を積極的に活用できる環境整備の支援を強化すること。
- ⑪ 米の現物市場については、農業法人等の現物市場外で行う適正な価格での取引きを歪めることがないように留意すること。また、米の価格変動リスクの軽減や需要に応じた生産を計画的に取り組むため、先を見越した公的な価格指標の公表を検討すること。

- ⑫ 輸出用米への支援は、実需者との事前契約を要件にするのではなく、新たに米の輸出に取り組む者やスポット取引にも支援できるよう輸出証明書に基づく輸出実績ベースでの支払いにすること。

(2) 畜産政策の課題

- ① 飼料の安定的な入手に向け、国による飼料原料輸出国との交渉強化や調達先の多元化及び国内備蓄を一層強化すること。
- ② 国際情勢に左右されない国内における安定的な飼料生産及び供給により、国産飼料の自給率を向上させるため、米の転換作物に限らず、国内での飼料作物の生産をさらに迅速かつ強力に推進すること。また、国産飼料の生産・利用を普及・推進させるため、国産飼料向けの乾燥施設等のインフラ整備及び飼料作物の生産マニュアルや営農指導者の確保、飼料作物の保管費用や輸送費用等の支援を推進すること。
- ③ 配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を一層緩和するため、飼料価格高騰継続時でも「配合飼料価格安定制度」における生産者の負担が増加しないよう補填発動基準を見直すこと。
- ④ 国内での飼料作物の生産振興を図り、その活用を図るため、生産資材等のコストが上昇しても畜産農家が安心して購入・活用できるよう自家配合飼料を支援対象とする新たな制度を創設すること。
- ⑤ 酪農においては指定生乳生産者団体（指定団体）がありながら、乳業メーカーとの交渉において、十分な価格形成ができていないことから、経営を安定的に維持するため、適正な乳価水準を確保できる流通の仕組みを早急に検討すること。
- ⑥ 「加工原料乳生産者補給金制度」について、高騰する飼料価格等が適切に交付単価に反映され、持続的かつ安心して酪農経営に取り組めるよう補給金単価算定方法を見直すこと。
- ⑦ 新型コロナウイルスの感染症の拡大により、乳製品の需要が減少し、脱脂粉乳などの在庫が積み上がっているため、乳製品の輸出をより一層積極的に推進すること。また、国内における乳製品の消費をさらに喚起するとともに、輸入品と国産乳製品との置き換えを進めること。
- ⑧ 畜産物の輸出においては、家畜伝染病に係るワクチン接種により、輸出先国の規制により輸出できない場合があることから、家畜伝染病の蔓延防止策を徹底するとともに、輸出しやすい環境づくりに向け、輸出先国との交渉を進めること。
- ⑨ 世界的に蔓延する鳥インフルエンザなど家畜伝染病の感染拡大により、原種鶏等を生産する国からの輸入停止措置が増加し、その確保が不安定になっていることから、今後の鶏卵など畜産物の生産に支障が出ないよう国内生産も含めた安定的なひな等の確保に向けた環境を整備すること。
- ⑩ みどりの食料システム戦略の取り組みを進めるにあたり、さらなる耕畜連携が重要になることから、耕種農家と畜産農家のマッチングの一層の推進を図るため、地域における需給の見える化や保管設備の整備などの支援に取り組むこと。また、

同戦略上及び肥料原料の海外からの安定的な入手に懸念があるなかでは、堆肥の活用は必要不可欠な取り組みであるため、保管施設、散布用機械などのハード面や輸送コストなどのソフト面の支援を一層、強力に実施すること。

- ⑪ 家畜伝染病予防法に基づく防疫対策・飼養衛生管理基準の運用は、科学的かつ生産現場で運用可能なものとすべきであり、農業者の経済的負担を小さくし、経営が持続できるよう十分配慮すること。また、家畜伝染病の蔓延は、農業者だけの責任ではないことから、補償においては、特別手当金の減額措置等、農業者に対し過度な責任を負わせないよう十分配慮すること。
- ⑫ 家畜伝染病の水際対策を一層強化するとともに、伝染病の発生を事前に防ぐため、日頃より池沼・野生動物等の定期的な病原調査や野鳥等の飛来調査を行い、その調査情報を農業者に対しリアルタイムで周知すること。
- ⑬ 畜舎汚水の排水基準を遵守することは経営上の負担が大きいことから、暫定排水基準の期限を延長すること。また、将来、排水基準を高める場合は、その基準をクリアするため、高性能な浄化槽設置等、ハード面の整備に対する支援をすること。
- ⑭ 畜舎建築特例法の対象となる畜舎について、市街化区域・用途地域などで機械的に線引きせず、生産現場の実態に合わせた制度に見直すこと。
- ⑮ 産業動物に関する獣医が不足している現状があることから、対策を講ずること。

(3) 野菜・果樹政策の課題

- ① 指定野菜価格安定制度は、生産地域や出荷先によって補給金の交付対象が制限されている。このため、国は収入保険制度を農業者がより利活用しやすいよう制度を拡充するとともに、生産者が積極的にその制度を活用することで、経営の安定化が図られるようにすること。
- ② 生鮮品である野菜や果樹は、天候状況等により市場の需給バランスが変動しやすく、それにより安定的な供給や販売価格への影響が大きい。このため、安定供給及び販売価格の変動の抑制に向け、IT・AI・ドローン・ビッグデータ、オープンAPI等の活用した全国的な産地リレーの仕組みの構築の検討を進めること。
- ③ 2024年に自動車運転業務の年間時間外労働時間に上限が設定され、荷物量の減少や運賃の値上がり等の懸念がある。このため、特に生鮮品である野菜や果樹は、効率的な運送が求められることから、食料の安定供給及び農業経営に支障が出ないよう必要な支援措置を講じること。
- ④ 農産物の盗難や鳥獣被害で多いのは、果樹や野菜であり、担い手の経営規模が拡大する中、盗難や鳥獣害防止策には限界があることから、警備システム等の開発及び普及を推進すること。また、その技術を有効に活用できるよう無人飛行等の規制を緩和すること。

IV 農業所得向上に向けた環境整備

1 国内需要への対応強化

(1) 食生活の変化へ機動的に 대응するための農業と食品産業との連携強化

需要に応じた生産を従来以上に促進していくため、食品産業と農業生産現場の情報とを密に共有するなど、両業界の連携を強化すること。

(2) 需要に応えるための生産及び加工・流通体制の確立

特に輸入に依存している需要のある農畜産物については、国内で安定的供給ができるよう、基盤整備や機械の導入など積極的な支援を継続するとともに、製粉施設などの加工・流通施設の整備など実需者が国産農産物を積極的に活用できる環境整備の支援を強化すること。

(3) 流通構造の改革

- ① 農業競争力強化プログラムでは、生産者に有利な流通構造を確立するため、農業者・団体から実需者・消費者に農産物を直接販売するルートの拡大や全農等の農産物の売り方の見直しを進めるとしているが、未だ十分な成果は得られていない。このため、同プログラムの政策方針を確実に実行し、ビジネスモデル改革の成果を挙げることにすること。
- ② 米の価格形成に大きな影響を及ぼす「無条件委託販売」からリスクを負った「買取販売」へのさらなる転換を集荷業者・団体に求めるとともに、生産者の所得向上につながる実需者・消費者への直接販売を中心とする流通・加工構造への改革をさらに進めることにすること。
- ③ 農業経営の持続及び発展させるため、生産コストに見合う効率的な流通システムを整備すること。また生産者と消費者及び食品産業界が中間流通を省き、今以上に近い位置で繋がる流通システムを確立することで、生産コストを上回る価格で安定した取引が行えるようにすること。
- ④ 規格の簡素化や主要農業国の市場手数料率（農業者負担）及び税制を調査し、手数料を含めた卸売市場制度の改革など流通構造の改革を推進すること。また、この一環として、卸売市場については、手数料水準、出荷奨励金を含めて従来の取引慣行を徹底的に見直し、市場法改正を踏まえた改革を加速すること。
- ⑤ 市場取引における画像取引など IT 化を進め、現物が無くても円滑な取引ができるよう取引環境を整備し、農産物が物理的に市場を経由することなく、流通する仕組みを推進すること。
- ⑥ 物流コストの上昇は農業経営に大きな影響を与えており、コストを最小化する物流システムを構築すること。その際、省庁の垣根を超えて政府全体で取り組むとともに、IT・AI 等を活用し、物流トラックの空車情報を活用した物流版 UBER（配車サービス）のような仕組みの構築などを検討すること。

2 海外需要（輸出）等への対応強化

（１）国全体としてのプロモーション

産地ごとの売り込み競争にならず、オールジャパンでの輸出促進につながるジャパンブランドの育成に努めること。また、品目別の輸出促進団体による輸出促進の運営にあたっては、農業者の自由な経営展開を妨げる行為（独占禁止法上の不公正な取引方法に該当する行為など）がないようにすること。

（２）生産・加工・流通のフードチェーン全体への支援

成田空港の隣接地に開場した成田地方卸売市場は、国内初の農産物等の輸出ワンストップ機能を有しており、関東圏にとどまらず、日本全体の農産物等輸出促進に資する施設である。このため、同施設のような市場を一層整備・利活用するとともに輸出に係る生産・加工・流通のフードチェーン全体に対し国としても積極的に支援すること。

（３）輸出国の規制に対応できる環境整備

輸出については、国別・品目別にクリアすべきことを完全に網羅した一覧表や実務的な内容を記載したフローチャートを準備し、ワンストップの相談窓口を設けるなど、農業者等のリスクを小さくし、輸出に容易に取り組める環境を整備すること。

（４）リスク軽減等農業者が取り組みやすい環境整備

6次産業化は、川下の付加価値を生産者サイドに取り込むことが目的であり、農業者の可能な直接販売等から始め、必要に応じ加工業者等と連携するなど、着実にこの取り組みを進めることが重要である。このため、連携・相談先に関する情報の提供など、農業者等のリスクを小さくし、6次産業化に積極的に取り組める環境を整備すること。

3 農産物の販売における生産コストの価格転嫁

（１）生産コストが販売価格へ適正に反映され、持続的な経営ができる仕組みの構築

- ① 生産コストが高騰する中で、再生産可能な利益を確保するためには、適正な販売価格を確保することが必要であるが、現在の流通構造において、農業経営者の求める販売価格をバイヤー等実需者が受け入れていないため、例えば、フランスのエガリム法のような適正販売価格を確保できる仕組みの検討及び導入を進めること。
- ② 近年頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大の影響、生産資材の安定的な確保への懸念等により、農産物の安定供給が脅かされている事態を踏まえ、農業の重要性や国産農産物の生産振興が国民生活の安定に欠かせないものであることをしっかりと国民に周知し、農業経営を維持させるためには、経営努力を前提とした価格転嫁に対する国民の理解促進を図ること。

（２）生産者の所得向上に向けた販売・流通構造の改革

- ① 農産物生産コストなど農業生産現場の現状が小売業者や食品メーカーなど農業生産者の取引先や消費者に正確に伝わり、ひいては食料の安定供給のため農業経営

を持続的に維持できるよう生産コストが販売価格に適正に反映される流通・加工構造への改革を進めること。

- ② 農業者が生産コスト上昇分を販売価格に反映させるにあたり、バイヤー側が価格交渉を拒否したり、不当な条件を付けるなど優越的地位の濫用が起これないように一層監視、適切な指導などすること。

(3) 消費者、加工・流通業者などの農業生産現場への理解醸成

- ① 農産物の生産コストを適正に販売価格に反映できるよう、農業生産者・流通業者・消費者が農業の生産現場の状況を共有し、農産物の販売価格の改定を理解してもらえる場を創設すること。
- ② 食料安全保障に注目が集まる中、低迷する食料自給率を改善できない現状と世界的な人口増加による食料不足の懸念を踏まえると、島国日本において食料生産の重要性を広く国民へ理解・周知する活動は重要であることから、消費者などに農業の理解を促進させるパリ国際農業見本市のような事業を国がリードする形で執り行うこと。

V 農業を安心して継続できる仕組みの構築など

1 高まる経営リスクへの対応

(1) セーフティネット対策の拡充等

- ① 近年の大型台風の襲来、集中豪雨の頻発等異常気象の発生、新型コロナウイルス感染症や鳥インフルエンザ、豚熱等の疾病の蔓延など、経営リスクが著しく増大し、農業者による事前対策などの自助努力だけでは対応できなくなっているため、収入保険等のセーフティネット対策を充実させること。また、近年、重大な災害が頻発していることを踏まえて、被災後の経営再建を含めて、農業者が安心して継続的に経営に取り組める仕組みを整備すること。
- ② 農業経営のセーフティネットである収入保険の加入促進と畜種を含めた対象業種の拡大を農業者の意見を十分に聞きながら進めること。
- ③ 収入保険の加入促進及び経営支援強化のため、発動基準を発動しやすくする（現行の9割を9.5割にする等）一方で、補償下限を引き上げる（現行の7割を8割もしくは9割とするなど）タイプを検討すること。また、経営規模が拡大するなかでは、自己責任部分（補てん外）が多額になり、経営再建に大きな影響を与えることから、自己責任部分について積立金を損金扱いできる新たな共済制度を検討・創設すること。
- ④ 肥料や飼料等の生産資材価格が高騰している一方、経営努力によってもコスト削減や価格転嫁が十分できておらず、これまでの経営規模拡大等のための借入金の返済原資や運転資金が不足しているケースがみられる。このような経営環境は、過去にない「災害級」と言っても過言ではない厳しい状況であることから、返済猶予（条件変更）しても、現在の厳しい経営環境を鑑み、食料の安定供給に向けた所要の資金の融通を円滑に受けられるよう特に配慮すること。

（２）農業経営におけるＢＣＰ策定の徹底

農業者は自助努力で可能な災害対策として「事業継続計画（BCP）」の作成に取り組んでいるが、未だ取組状況は他産業と比べ遅れていることから、BCPの重要性の周知及びその策定支援を講じること。また、BCP策定による減災効果を検証し、その取組みにより収入保険の掛金を軽減する仕組みを検討すること。

（３）個々の経営では対応が困難な自然災害や家畜伝染病などへの予防措置の充実

- ① 東日本大震災後 10 年以上経過し、一部の国や地域においては、日本からの輸入規制を緩和・撤廃してきている。しかし、東日本大震災に伴う原子力発電所事故により、一部の消費者が被災地産の食品購入をためらうことや諸外国が輸入禁止措置を継続するなど風評被害がいまだ継続している。東京電力福島第一原子力発電所の処理水を海洋放出に向けた動きがあるが、実際に放出されれば、風評被害が拡大する懸念がある。このため、科学的知見による放射性物質等に関する正しい知識の啓蒙や農産物などの安全性についての情報発信をさらに強化すること。また、復旧・復興が完遂するまで国が責任を持って対応すること。
- ② これまでは、災害ごとに、国がその大きさを考慮して、対策を決めてきたが、災害の全体規模と被災農業者にとっての被害の重さは関係がない。このため、災害時の対策メニュー（被災者にとっての支援要件と支援策）をあらかじめ明示し、災害の全体規模にかかわらず、被災農業者が支援を公平かつ確実に受けられるようにすること。
- ③ 農作業事故による死者数は、減少傾向にあるものの、毎年約 250 人に上り、就業者 10 万人当たりの死亡者数は増加傾向であることから、農業者、メーカー、行政が一体となり、作業前チェックリストの作成、農業機械研修及び事故に備えた保険制度の活用周知など、安全対策を進めること。

２ 「みどりの食料システム戦略」の実現

（１）有機農業など持続可能な農業に向けた技術開発

- ① SDGs や有機農業など、持続可能な環境にやさしい農業を求める声が国の内外で大きくなっていることを真剣に受け止め、農業者がこれに円滑に対応できる環境を整備すること。
- ② 「みどりの食料システム戦略」の 2030 年及び 2050 年までに目指す姿の実現に向け、農業法人は食料の安定供給の責めを果たすとともに、持続可能な環境にやさしい農業に積極的に取り組む。このため、農業者が取り組むべき具体的な事項を早期に示すとともに、農地の集積・集約化、スマート農業の実装、IT 利用の効率的な流通等を着実に実行すること。

（２）環境にやさしいエネルギーへの転換や技術開発

- ① 地球的規模で温暖化による自然災害や異常気象の発生が増えており、環境に負荷を与えない農業・農法への転換に率先して取り組むことが急務である。また、肥料原料などの国外からの入手自体も不安定になってきていることから、地域への

利益還元を組み込み、農業者の取組む意欲を喚起するとともに、再生可能エネルギーを含めた地域資源をフル活用し、いわゆる物質循環を重視した政策を強力に進めること。

- ② 2050 年カーボンニュートラルに向け、農業分野でも、二酸化炭素排出エネルギーから非排出エネルギーへの転換、二酸化炭素吸収力の向上などが急務であり、国が総力を挙げて抜本的な技術開発・実用化を進めること。また、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量 30%低減に向け、耕畜連携を早急かつ強力に推進し、その実行に必要な支援措置を講じること。
- ③ 生産現場におけるエネルギーの転換は、大規模な設備投資が必要になり、経営への影響は大きいため、農業経営が政策により左右されないよう、国として推進する再生可能エネルギー等を具体的に示し、長期間一貫した政策を推進すること。

(3) 持続可能な環境にやさしい農業（有機農業）への国民理解と再生産支援

耕地面積に占める有機農業の面積割合を 2050 年までに 25%（100 万ヘクタール）に拡大する目標の実現にあたり、消費者に対し有機農産物及びその生産過程などの理解の促進と消費拡大の啓発を推進するとともに、有機農産物等に関する各種表示制度を整理・集約化し、分かりやすいものとする。また、農産物の認証の手続きを必要とする場合、農業者に申請手続きや費用などの負担をかけない仕組みとするとともに、有機農産物を再生産できる施策を講じること。

3 農村の維持・発展

- ① 農業構造の変化により、これまでの地域の農業者による共同管理などでは対応できない課題が出てきており、これが今後拡大することが想定されるため、これらの課題を洗い出し、対応策を早急に検討すること。特に、農地・水路等の農業インフラの維持が、地域の共同管理では行えず、担い手農業者が単独で行わざるを得なくなっているところも出てきており、こうした場合の対応策を早急に確立すること。
- ② 多面的機能支払交付金については、地域に人がいなくなる中で、従来の仕組みでは対応できなくなっており、集落営農や農業法人が一括して作業を行い、交付金を受けられるようにすること。
- ③ デジタル田園都市国家構想に基づき、若い世代を含めて農業者が農村に定住して農業経営ができるよう、IT 等も活用して快適に生活できる環境の整備を進めること。
- ④ 担い手の経営規模が拡大する中において、深刻化する野生鳥獣による農作物被害を未然に防ぐことは困難であるため、中山間地域への防護柵設置等の対策を推進すること。また、駆除を担うハンターの高齢化が進む中、新たな駆除の担い手への PR 活動や研修、被害防止のための新技術の開発及びその活用を推進すること。

以上



公益社団法人 日本農業法人協会

<https://hojin.or.jp/>
seisaku@hojin.or.jp

〒102-0084 東京都千代田区二番町 9-8 中央労働基準協会ビル 1 F